

## 公 告

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、小型バス・ジャンボタクシー代替モデル実証実験に伴い、下記の者を京都市交通局公金収納受託者とし、本市乗合自動車の旅客運賃等の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 島田與三右衛門

### 記

- 1 京都市下京区中堂寺櫛笥町1番地  
彌榮自動車株式会社
- 2 京都市北区上賀茂西河原町1-1  
エムケイ株式会社

(交通局企画総務部企画課)